

村田町復興推進計画

平成 26 年 1 月 17 日

宮 城 県 村 田 町

1. 計画の区域

村田町全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、県内では沿岸部を中心に多数の企業が被災し、事業活動の見直しや事業の休廃止に追い込まれる状況となり、多くの人々の雇用が失われた。一方、本町でも震度 5 強を観測し、この地震により多数の家屋が全半壊、一部損壊などの被害を受け、経済基盤となる農林業や商工業、道路や公共施設などのインフラに甚大な被害を受けた。さらには、東日本大震災に起因して発生した、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散による影響が、住民の生活や経済活動において深刻な問題となっている。

このような中、沿岸部地域を含めた広域圏における円滑な物流に有効な高速交通体系（東北自動車道等）や豊かな地域資源等を活用しながら、社会生活基盤の早期復旧を図り、住民の生活再建を支援する。加えて、地域生活基盤の復旧を進め、活力ある産業構造の構築による復興を目指すため、本町の中核的産業を担う立地企業の体制強化を支援することにより、地域経済の活性化を図り、本町のみならず沿岸部も含めた地域企業との取引を拡大し雇用機会を創出する。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本町の中核的産業である金属製品製造業について、立地企業の事業用の設備投資等を支援し、雇用機会の拡充を図ると共に、安定した雇用の確保を促進する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本町に立地する三條物産株式会社（以下「対象事業者」という）が村田工業団地

の宮城村田工場において、設備増強を行うために必要な資金を貸し付ける事業。

② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

金属製品製造業は、本町の製造業における年間出荷額の約 6%、従業員数の約 10%を占める本町の中核的産業である。その中でも、本事業は金属製品製造業の製造品出荷額の約 41%、従業員数の約 8%を占めることとなる対象事業者が実施するものであり、投資の規模としても本町の金属製品製造業の平均投資額を大きく上回ることから、本町の金属製品製造業に果たす役割として中核的なものである。

また、今般の設備投資に伴って発生する新規雇用予定者の 5 人を復興支援の観点から本町だけでなく広く沿岸部からも採用することとしている。

加えて、設備増強による建築資材製品（金属製屋根・外壁材）の生産にあたっては、沿岸部の企業から、製品製造に必要な原材料等を約 3 割調達することとしているほか、本工場にて製造された製品の約半数は沿岸部へ出荷されることとなり、本町及び沿岸部における雇用の確保や取引拡大など地域経済への波及効果が期待できるものである。

このことから、本町における製造業の中核となる金属製品製造業の増強等を行うことは、目標に掲げた「本町の中核的産業を担う立地企業の体制強化を支援することにより、地域経済の活性化を図り、本町のみならず沿岸部も含めた地域企業との取引を拡大し雇用機会を創出する」ことを達成するために必要かつ有効な事業である。

③ 施行規則第 2 条に規定する当該事業

施行規則第 2 条第 6 号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社商工組合中央金庫

株式会社荘内銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、本町の金属製品製造業の主要企業である対象事業者が金属製屋根・外壁材の成型部門、配送部門設備等の増強を行い、生産能力が向上することによって、売上高の増加とともに地元企業との取引拡大などの経済効果が期待される。

これらの効果は、本町及び沿岸部を含む地域における復興の円滑かつ迅速な推進と、雇用機会の創出など地域経済の活力再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取した。

また、村田町、宮城県、村田町商工会、株式会社商工組合中央金庫、株式会社荘内銀行、対象事業者を構成員とする村田町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。